

2027 年度国費外国人留学生（研究留学生）募集要項（大学推薦） （特別枠）

推薦にあたっては、募集要項を熟読願います。なお、本募集要項は昨年度文部科学省が公表した 2026 年度募集要項 を基に作成しています。2027 年度募集要項はまだ公表されていないため、内容が変更となる可能性があります。

1 応募者資格及び条件

（1）対象：大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者（※）。

（※）現在、社会人の者は最終学歴の学業成績係数、在学生は現在在籍する課程の学業成績が 2.30 以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者をいう。

（2）国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

（3）年齢：原則として、1992 年 4 月 2 日以降に出生した者。

（4）学歴：東京海洋大学の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）の入学資格を有する者（渡日前までにこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。）。

※必要に応じて、出願資格審査を行います。

（5）専攻分野：大学において専攻した分野又はこれに関連した分野とし、本学で研究が可能な分野であること。

（6）語学能力：日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、本募集要項別添のいずれかの条件を満たす者。

（7）健康：日本留学にあたって心身ともに支障がないと大学が判断した者。

（8）渡日時期：10 月期の場合、大学が定める各学期の始まる最初の日から 1 週間以内に渡日可能な者。

（9）査証取得：渡日前に、原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることに留意すること。

入国前結核スクリーニングを実施する必要がある国においては、査証取得時に結核非発病証明書の提出が必要なので留意すること。

（10）対象外：以下に掲げる者は申請の対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退しなければならない。

① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。

② 本学の指定する期日に渡日できない者。

- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（学籍発生後辞退者を含む）。ただし「研究留学生」に応募を希望する者で、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。

- ・奨学金支給最終月の翌月から奨学金支給開始月までに3年以上の学業又は職務経歴がある者。
- ・最後に受給した日本政府（文部科学省）奨学金が日本語・日本文化研修留学生（帰国後に在籍大学を卒業した又は卒業見込みの者に限る。）、日韓共同理工系学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生のいずれかであった者。
- ・日本政府（文部科学省）奨学金（大学推薦・特別枠）の学部生として学士の学位を取得（又は取得見込みの者）した者。

- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の 2027 年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。

- ⑤ 渡日後に日本政府及び日本政府関係機関抛出の奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。

- ⑥ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。

- ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

- ⑧ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。

- ⑨ 正規課程への進学を目的としない者。

- (11) その他：日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力すること等で、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

2 奨学金支給期間

渡日後に在籍する課程の標準修業年限内とする。

※1 ただし、「博士課程（5年一貫制）」の採択プログラムについては、1年次から2年次までを修士課程として、3年次から5年次を博士課程として奨学金支給期間を取り扱う。そのため、3年次進学の際は奨学金支給期間の延長申請が必要となる。

※2 「修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程」の採択プログラムについては、当該プログラムの優先配置枠を使用して博士後期課程進学のための奨学金支給期間の延長申請が可能。

※3 「修士課程（博士前期課程）」のみの採択プログラムについては、上位課程進学に伴う奨学金支給期間の延長申請は不可。

3 奨学金等

(1) 奨学金

在籍課程に応じ以下の額を支給する。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。大学を休学または長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

② 修士課程及び専門職学位課程 月額 144,000 円

③ 博士課程 月額 145,000 円

※特定の地域において、修学・研究する者に対し、月額 2,000 円または 3,000 円を月額単価に加算する。

(2) 旅費

① 渡日旅費

文部科学省又は大学は、原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港又は受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。

なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

また、以下 (a) 又は (b) の場合には、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。

(a) 国籍国に日本の在外公館が所在していない場合及び、国籍国に所在する日本の在外公館が一時閉館している等の理由により、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者。

(b) 国籍国から日本への直行便がない者。

「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により「1. (8) 渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

② 帰国旅費

文部科学省は、原則として大学を卒業又は修了し、上記「2. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「4. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職、引き続き私費外国人留学生として大学に在籍する場合等）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

(3) 教育費

大学における入学検定料、入学金及び授業料等は受入大学が負担する。

4 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績等不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ⑨ 当該大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ⑩ 1年毎の各時点における学業成績係数が2.30又は大学が定める成績基準を下回ったとき。

5 推薦手続き及び選考

（1）推薦

各大学長は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、推薦枠ごとに順位を付した上で別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。

（2）選考

各大学長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。

（3）提出書類等

「2027年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）出願書類一覧（博士前期・後期共通）」の「一次選考用」と「二次選考用」をそれぞれご確認ください。

- ・これらの書類は、日本語または英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4判に統一して作成すること。
- ・提出書類は一切返却しない。
- ・提出書類の内容について、出願者、推薦者は責任を持って確認すること。上記の申請書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。（採用以降に不備又は虚偽の記載が判明した場合は採用を取り

消すことがある。)

- ・提出期日（当日必着）を過ぎたものは、一切受理しない。

6 提出期間及び結果通知

(1) 提出期間：

2026 年 10 月 9 日（金）～2026 年 11 月 6 日（金）【必着】

(2) 結果通知：

一次選考結果（東京海洋大学による選考）：2027 年 1 月中（予定）

二次選考結果（文部科学省による選考）：(特別枠) 2027 年 6 月中（予定）

【別添】

語学要件について

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

日本語 の場合	① 正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者。 ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。 ③ ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。
英語 の場合	① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。 ※リスニング・リーディング・スピーキング・ライティングの 4 技能を計測できる試験で CEFR B2 相当以上のスコアを有していること。TOEIC については、TOEIC Reading & Listening 及び TOEIC Speaking & Writing 両方を受験し、4 技能全てのスコアが CEFR B2 相当以上である場合に限る。例）主な語学試験のスコアでいうと次のとおり（2024 年 4 月現在） IELT5.5 以上、TOEFLiBT72 点以上、 TOEIC（Listening400 点以上、Reading385 点以上） ※その他の試験の場合、B2 以上に相当することの根拠資料を提出すること。 ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。 ③ ①相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者

※資格・検定試験のスコアの有効期限は、2026 年 12 月から 2 年以内のものに限る。